

クリアマインド講座(対面・オンライン)受講規約

(認定講師契約条項あり)

本受講規約（以下、「本規約」といいます）には、貴方／貴社が参加申込を行い、クリアマインド（本店所在地：三重県四日市市富士町9番24号(株)ヘブン・ユニオンジャパン、以下、「主催者」といいます）が開催する対面講座、オンラインを使用しての講座、各種イベント、オンライン配信物（以下、「本講座」といい、詳細は第2条に定めます）を受講するにあたっての貴方／貴社と主催者の権利、義務および遵守すべき事項が規定されています。

第1条（本規約の適用）

- (1) 本講座の参加申込をした個人または法人（以下、「参加者」といいます）は、弊社サイトのお申込みフォームに記載し、申し込みをすることにより、本規約の内容に同意したものとみなされます。
- (2) または、本規約末尾の署名欄に署名することにより、本規約の内容に同意したものとみなされます。

第2条（本講座の種類）

本講座とは、主催者が開催する下記のいずれかの講座をいいます。

- (1) 公式龍神カードアドバンス講師養成講座（契約書別途）
- (2) GFC 認定カードセラピスト養成講座（契約書別途）
- (3) GFC 認定カードマスター養成講座（契約書別途）
- (4) 各種オンラインセミナー・イベント
- (5) その他主催者が別途指定する講座

第3条（本講座受講中の遵守事項）

1. 参加者は、本講座の受講中、携帯電話／スマートフォンの電源をオフまたはマナーモードにするものとします。ただしオンラインで視聴参加となるサービスは除外する。
2. 参加者は、本講座の内容を理解する上で個人差があることを前提に、たとえその内容が理解できなかったまたは理解しづらい部分があったとしても主催者に一切の責任を求めないものとします。
3. 参加者が精神的に不安定な状態で精神科・神経科等に通院している場合またはカウンセリング等に通っている場合は、必ず担当医師またはカウンセラーに相談のうえ本講座に参加するものとします。

第4条（本講座受講中の参加者の責任）

1. 参加者は、本講座受講中は、主催者の指示に従いかつ自己の責任において行動するものとし、これに違背して傷害、体調の不良、盗難等の事故が起きても、主催者に対して一切の損害賠償を請求しないものとします。
2. 参加者が、本講座受講中に開催会場の設備や施設を故意・過失により破損させたときは、自己の責任と費用によりこれを補償するものとします。

第5条（知的財産権）

1. 本講座で参加者に提供される一切のノウハウ、アイデア、手法、技法その他情報についての知的財産権は主催者に帰属するものとし、参加者はいかなる方法によっても主催者の知的財産権の効力に異議をとなえまたはこれに対する権利の主張をできないものとします。また、参加者は主催

者の知的財産権を侵害しまたはその登録を目的としたいかなる出願もしてはならないものとします。

2. 参加者は、本講座の内容を参加者個人の私的利用（参加者が法人の場合はその社内での利用）の範囲内で、または第12条の規定に従い主催者と締結する認定講師契約で規定された諸条件に従って使用するものとします。
3. 参加者は、本規約に定めのある場合または事前に主催者の書面による承諾を得た場合を除き、本講座の内容をブログ、Facebook その他 SNS、メールマガジン、ホームページその他いかなる方法においても第三者に対して、頒布、販売、譲渡、貸与、公衆送信、使用許諾等を行わないものとします。

第6条（個人情報）

1. 主催者は、主催者のウェブサイト上に掲載されたプライバシーポリシーに従い、参加者の個人情報を使用することができるものとします。
2. 参加者は、本講座の受講に際して、他の参加者から取得した一切の個人情報について、その事前の承諾を得ずにいかなる第三者にも開示または漏えいしてはならないものとします。また主催者は、参加者による他の参加者の個人情報の取り扱いやトラブルについて一切の責任を負わないものとします。

第7条（不保証）

参加者は、主催者が以下の事項を何等保証するものではなく、主催者はそれらに関して一切の責任を負うものでないことを予め了承するものとします。

- (1) 参加者が本講座を受講することにより、参加者の身体、精神または事業において参加者の期待通りの成果が必ず得られること
- (2) 本講座の内容または参加申込に係る事項であるか否かを問わず、主催者が参加者からの全ての質問に回答すること

第8条（免責）

主催者は、その責めに帰することができない事由により参加者に生じた損害その他以下の事由に起因して参加者および第三者に生じた損害については一切の責任を負わないものとします。

- (1) 参加者が本講座により習得した知識、技能を不正確または不適切に使用した場合
- (2) 参加者同士または参加者と第三者との間で生じたトラブルまたは個人的な問題
- (3) 参加者によるブログ、ホームページ、Facebook その他 SNS へのタグ付け投稿、写真投稿または本講座中に参加者同士で話した内容に係る投稿
- (4) 参加者が本講座の開催会場に持ち込んだ私有物に係る盗難、滅失および紛失
- (5) 参加者の不注意による本講座中の事故
- (6) 天災地変、政府または政府機関の行為、公権力による命令・処分、火災、嵐、地震、津波、停電、ストライキ、戦争、暴動、騒乱等の主催者の合理的なコントロールを超えた事由
- (7) オンラインセミナーやイベント受講に関する、通信費や通信機器にかかる費用は、受講料には含まれません。
- (8) オンラインセミナーやイベントなどへの参加によりコンピューターウイルスや第三者の妨害行為による不可抗力によって生じた損害等の責任は一切負いかねます。
- (9) オンラインセミナーやイベント受講に必要な ZOOM（他オンラインアプリやツールなど）のインストールなどを起因とする PC トラブルなどの保証はいたしかねます。
- (10) ZOOM（他オンラインアプリやツールなど）の使用法・操作方法についてのサポートは含まれておりません。
- (11) オンラインセミナーやイベントでの配信は講演・講義のみとなります。ディスカッションは含まれません。
- (12) オンラインセミナーやイベントではネットワーク環境には十分留意し、万全の対応をとって

おりますが、受講環境や気候による影響からの画像の乱れやコマ落ち、音声の途切れなど通信に支障がありましてもそのまま進めます。

- (13) 気候の影響や受講場所での弊社側での通信エラーなどにより、講演や講義が開始 30 分以内に遮断となり、その後も復旧ができない場合は後日別日での振替を行います。開始 40 分以上を過ぎてからの場合は、その時点までの動画もしくは文章を後日作成し一定期間配信するカタチでのアフターフォローを行います。
- (14) オンラインを使用しての一对一の講座受講やセッションについて、ネット通信や音声繋がらないなどの不具合が生じた場合は、事前に申請頂く F B メッセンジャーでの無料通話で対応させていただきます。

第9条（禁止行為）

参加者は、本講座の受講に当たり、以下の各号のいずれの行為も行ってはならないものとします。

- (1) 本規約に違反する行為
- (2) 主催者または他の参加者を誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為またはその恐れのある行為
- (3) 主催者または他の参加者の迷惑になるような行為、言動
- (4) 主催者または他の参加者の財産またはプライバシーを侵害し、またはその恐れのある行為
- (5) 主催者の事前の承諾なしに、本講座を受講する権利を第三者に譲渡、売買、貸与または名義変更する行為
- (6) 本講座の内容を写真撮影、録音、録画する行為
- (7) 本講座の受講において知り得た内容につき、その完全性、有用性、正確性、将来の結果等について主催者に保証または責任を要求する行為
- (8) 他の参加者に対して交流会、セミナーまたはネットワークビジネス等の営利活動や宗教上の勧誘等を行う行為
- (9) 法令・公序良俗に違反する行為
- (10) 本講座の開催中における飲酒、喫煙
- (11) 本講座の内容を使って、求められてもいないのに他の参加者または第三者に対してアドバイスまたは助言を行う行為
- (12) その他主催者が不適切と判断する行為

第10条（参加者の感想および調査結果の公表ならびに写真撮影等）

- 1. 主催者は、事前に参加者の承諾を得ることを条件に、本講座を受講した参加者のフィードバック、気付きまたは感想等をブログ、Facebook その他 SNS、メールマガジン、ホームページ等のインターネット上やパンフレット、小冊子等の紙媒体により公表することができるものとします。
- 2. 主催者は、参加者へのアンケートで得たデータ等を含め、その調査結果を自己の裁量により公表することができるものとします。
- 3. 参加者は、主催者が広報目的で本講座の様子を写真撮影、録音、録画することがあることを予め了承するものとし、当該写真撮影、録音、録画による支障があるときは、事前に主催者に申し出るものとします。

第11条（参加者の本講座への参加資格の取消）

主催者は、参加者が以下の各号のいずれかに該当する場合、直ちに当該参加者の本講座への参加資格を停止または取り消すことができるものとします。

- (1) 本規約に違反し、催告しても当該違反が是正されない場合
- (2) 本講座の内容を適切に理解できない可能性がある場合
- (3) 犯罪に結びつく恐れのある行為を行った場合
- (4) 本講座の申込において、虚偽の申告を行ったことが判明した場合

- (5) 自らまたはその役員・社員等が暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等の反社会的勢力に該当した場合
- (6) その他参加者として主催者が不適切と判断した場合

第12条（認定講師契約）

参加者は、本講座の受講終了後、主催者と直ちに主催者の所定の認定講師契約を締結し、その諸条件に従うものとします。

第13条（協議および紛争解決）

1. 本講座開催にあたり本規約に定めのない事項または疑義のある事項については、主催者と参加者で誠意をもって協議のうえ、解決を図るものとします。
2. 前項の規定に拘らず、両当事者間での協議で解決のつかない裁判上の紛争については三重地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（以下、余白）